

高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金 交付申請要領

1 事業の目的

本補助金は、原油価格・物価高騰等により経済的な影響を受けた県内に店舗または事業所を持つ生活衛生関係営業における省エネルギーの推進を目的とした設備・機器の更新を支援することを目的としています。

2 補助対象者

高知県内に施設、事業所を有する「飲食店事業者」、「理美容事業者」、「洗濯事業者」、「浴場業事業者」のうち、原油価格・物価高騰等の影響^{※1}を受けた中小企業者^{※2}とします。

(主たる業種が「飲食店事業者」、「理美容事業者」、「洗濯事業者」、「浴場業事業者」である必要があります)

※複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が最も大きい業種（日本標準産業分類における「大分類」）で判断してください。

対象事業者	定義	対象外
飲食店事業者	日本標準産業分類（平成 25 年 10 月総務省告示第 405 号）において「宿泊業、飲食サービス業」に分類され、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による飲食店営業の許可を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法の飲食店営業（調理パン、旅館、総菜調理、屋台共通基準、短期、自動販売機、簡易な営業、自動車共通基準、アイスクリーム類等）、喫茶店営業（屋台共通基準、アイスクリーム類等、自動販売機） ・地方公共団体等が所有する公共施設（指定管理者へ管理運営を委託するものを含む）
理美容業事業者	日本標準産業分類において「生活関連サービス業、娯楽業」に分類され、理容師法（昭和 22 年法律 234 号）または美容師法（昭和 32 年法律 163 号）の規定による理美容所の確認を受けた者。	
洗濯業事業者	日本標準産業分類において「生活関連サービス業、娯楽業」に分類され、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）の規定による施設の確認を受けた者またはコインオペレーションクリーニング営業施設の確認を受けた者。	洗濯物の受取及び引渡しのみをするクリーニング所（取次店）
浴場業事業者	日本標準産業分類において「生活関連サービス業、娯楽業」に分類され、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）の規定による許可を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 号第 1 号に定める浴場業の用に供する施設 ・地方公共団体等が所有する公共施設（指定管理者へ管理運営を委託するものを含む）

※1 原油価格・物価高騰等（令和 4 年 1 月）以降の、売上高が 5%以上又は営業利益額が 7.5%以上の減少（年次又は連続する 12 月間のうち任意の 3 月と原油価格・物価高騰等以前（平成 31 年 1 月から令和 3 年 12 月）の同 3 月で比較）していることとし、原油価格・物価高騰等以外の原因（事業規模の縮小等）による売上高等の減少は対象外となります。

※2 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定めるもの又はこれらに準ずる者とし、資本金等又は常時使用する従業員[※]の数が次表の数字以下となる法人又は個人であること。

業種分類	要件（いずれかを満たす）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
飲食店事業者	5,000万円以下	50人以下
理美容業・洗濯業・浴場業事業者	5,000万円以下	100人以下

※ 従業員は「常時使用する従業員」を指し、「予め解雇の予告を必要とするもの」とします。（労働基準法第20条）

これには、日々雇い入れる者、雇用期間を2か月以内と定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。

対象事業者に該当しても、以下に該当する場合は補助事業者とはなりません。

- ・別添1に掲げるいずれかに該当する者。また、該当する者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- ・県税及び県に対する税外未収金を滞納している者（徴収の猶予が認められている場合を除く。）
- ・補助対象経費について、重複して他の補助金の申請を行っている者
- ・その他、公的な支援を行うことが適当でないと社会通念上認められる者

3 補助対象事業

要件	高知県内の店舗又は事業所において、省エネルギーの推進を図るために実施する設備・機器の更新を行う取組であって、省エネ要件を満たすもの。 （省エネ要件） 補助事業実施前後におけるエネルギー使用量を申請（更新）設備・機器全体で10%以上削減できること。（設備・機器メーカー又は納入業者等によるエネルギー消費量の証明等が必要です。）
補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助金額	飲食店・理美容事業者 下限10万円～上限100万円 ※千円単位とし端数は切捨て 洗濯・浴場事業者 下限50万円～上限300万円 ※千円単位とし端数は切捨て
事業実施期間	交付決定日から令和6年1月31日まで

- ※1 工業振興課、地域観光課所管の高知県省エネルギー設備投資支援事業費補助金（以下「他の省エネ補助金」という。）と重複して交付を受けることはできません。なお、主たる事業に係る事業所等が同一建物内で兼用している場合は、主たる事業を対象とする省エネ補助金への申請となります。
- ※2 事業実施期間内に取組（設置、納品等）及び支払が完了し、令和6年1月31日までに実績報告を提出する必要があります。
- ※3 更新する設備・機器の供給源が変更となる場合（ガスから電気等）であっても省エネ要件が証明できれば補助の対象となります。
- ※4 更新する設備・機器の供給源等が変更となることで、エネルギー消費量の証明が困難な場合は、エネルギー消費量に係るランニングコストでの比較で10%削減されることの証明をもって、省エネ要件を満たすこととします。
- ※5 更新を行う設備・機器の契約、発注等は「補助金交付決定通知書」の受領後でないと行えません。
- ※6 更新する複数の整備・機器のうち、既存設備と更新設備との比較でエネルギー使用量が増加したり、変わらないものがあれば、その分は補助対象外となります。

4 補助対象経費

対象施設	補助対象経費
飲食店事業者	①照明設備（LED照明設備等） ②冷蔵・冷凍設備（冷蔵・冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース、製氷機）
理美容業事業者	①照明設備（LED照明設備等） ②洗濯設備（洗濯機・乾燥機） ③給湯器
洗濯業事業者 浴場業事業者	①照明設備（LED照明設備等） ②洗濯設備（洗濯機・乾燥機） ③給湯器 ④ボイラー
備考	※補助対象経費の定める設備に必要な配管、配電等の工事費や設置搬入費も含まれます。 ※補助対象経費はできるだけ高知県内事業者への発注となるように務めてください。 ただし、県内業者への発注が困難な理由がある場合はこの限りではありません。

以下の経費については補助対象外となります。

- ・更新に伴う既存設備の処分費用（廃棄物処理、リサイクル処理等）
- ・中古品の設備購入費
- ・資本関係にあるグループ会社等から調達する設備
- ・事業実施期間外に発注、購入、契約、支払等を実施したもの
- ・県外の施設、事業所に設置した設備（車両等の移動式店舗であって、車両登録番号が県外のものを含む）
- ・振込等手数料（代引手数料を含む）
- ・公租公課（消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）等）
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ・既存設備と更新設備との比較で省エネ効果が認められない設備

5 申請手続

(1) 申請スケジュール

公募期間	(1次募集) 令和5年8月1日(火)～令和5年8月31日(木) 終了
	(2次募集) 令和5年9月8日(金)～令和5年10月31日(火) 消印有効
	(3次募集) 令和5年11月1日(水)～令和5年12月11日(月) 消印有効
交付決定日	随時（予算の範囲内で先着順に採択します。）

(2) 提出書類

以下の書類を提出してください（1部）申請書類への押印は不要です。※別紙2のみ押印が必要です。

必要書類		備考
補助金交付申請書	第1号様式	
補助事業計画書	別紙1	
事業実態が確認できる書類	○法人の場合 ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・決算書等の写し（直近1期分） ・更新する事業所の許可証または確認証の写し ○個人の場合 ・個人確認書類（運転免許証等の写し） ・青色決算書又は収支内訳書（直近1期分） ・更新する事業所の許可証または確認証の写し	・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。 ・決算書は、貸借対照表、損益計算書、販売管理費明細、個別注記表を提出してください。 ・青色決算書は2枚目の損益計算書の月別売上欄に記載があるものを提出してください。

売上高等の減少の確認ができる書類	別添2に記載する書類		
エネルギー消費量比較証明書	別紙2	環境省が運営する「省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」」のホームページでエネルギー消費量比較が出来る場合は、ホームページで試算した結果の写しを添付することで、エネルギー消費量比較証明書に代えることができます。 https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/	
その他添付書類	補助事業により更新する設備の仕様等の詳細や金額が分かる書類		
	見積書	1枚の見積書合計額が30万円以上の場合には2者以上の見積書が必要です。 (2者以上の見積書取得を避けるために見積書を意図的に分割しないでください。)	
	図面	設備・機器の設置場所が分かる図面。	
	写真	更新前の設備・機器の写真	
	参考資料	カタログ、仕様書等	
	県税に滞納がないことについての証明書		申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。
	誓約書(別紙3)		
	債権者登録(変更)申請書		口座番号が分かるものの写しを添付してください。
自己所有の物件以外に設置する場合	補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書(別紙4)	※賃貸借契約を更新しないことにより設備・機器の法定耐用年数の期間使用することが出来なくなった場合は、補助金交付要綱第11条第2項の規定により、補助金の全部又は一部の返還が必要となる場合があります。	
	設備・機器設置承諾書(別紙5)		
	賃貸借契約書の写し		

※様式は高知県のホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131901/2023063000099.html>

※その他、事務局が必要に応じて求める書類を提出してください。

- ・申請前に書類に不備や不足がないことを必ず確認してください。不備や不足がある場合は、申請書を受理できないことがあります。
- ・補助の交付決定は予算の範囲内で先着順に行います。
- ・当補助金の申請や交付内容に係るもので、他の補助金の交付決定や交付を受けた場合はすみやかに、事務局に連絡してください。

(3) 申請書類提出先、問い合わせ先(本補助金事務局)

提出先 問い合わせ先	〒781-0082 高知市南川添9番5号 株式会社ダイセイ内 高知県省エネ補助金受付事務局 電話：088-854-6222 FAX：088-854-6703 メール：kochi-ene@daisei-group.co.jp 受付時間：午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)
提出方法	郵送(申請書類は、簡易書留など追跡ができる方法でお送りください。)

その他	内容確認や交付決定にあたって、事業内容に関する確認等を行うため、事務局等から連絡させていただく場合があります。申請書の連絡先（電話番号）は、必ず連絡がとれる番号を記載してください。
-----	--

6 申請にあたっての注意事項

- (1) 補助対象経費は、提出書類によって、補助事業の目的に沿っていることや、金額、内容等を事務局が明確に確認できるものとしします。
- (2) 事業計画に対して、過度な経費の計上や、金額、内容の妥当性についての根拠が不十分、その他本事業の目的に対して不適当と考えられる経費が見込まれていると事務局等が判断した場合は、申請及び交付決定の手續に際して、補助対象経費の見直しを求める場合があります。
- (3) 対象経費の発注先の選定にあたっては、1枚の見積書の合計金額が税込30万円以上の場合は、同一条件による2社以上の見積をとり、最低価格を提示した者を選定してください。2者以上から見積りを取ることができない場合は、その選定理由を明らかにした選定理由書（任意様式）を添付してください。ただし、選定理由書については、特許性等があり、客観的に2者以上から見積りを取ることができない場合に限りします。
- (4) 消費税等は補助対象外となります。添付する見積書は「税込」「税抜」の別が記載されたものを提出してください。
- (5) 経費の支払方法等については以下のとおりとしします。
 - ・支払方法は銀行振込としてください。また、補助対象経費以外との混合払いは行わないようにしてください。
 - ・クレジットカードによる支払は対象外
 - ・小切手、手形による支払は対象外（自社振出、他社振出に関わらず）
 - ・他の取引との相殺は対象外（売掛金と買掛金の相殺等）
 - ・外国通貨の場合は、支払日当日の公表中値で円換算を行ってください。
- (6) 各種キャンセルに係る取引手数料、振込手数料（相手方負担の場合を含む）、消費税等、本事業の申請等に係る費用は対象外とします。
- (7) 補助金の交付は、精算払いとし、事業終了後に提出される実績報告書及び証拠書類等を確認のうえ、交付額を確定し支給します。
- (8) 賃貸物件に改修工事や施工を伴う設備導入を行う場合は、賃貸借契約書の写し、（別紙4）補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書、（別紙5）設備・機器設置承諾書貸主の承諾書を提出してください。

7 計画の変更等

- (1) 補助事業の内容変更

交付決定を受けた補助事業の変更（内容や実施場所、経費の配分、対象経費の減額等）を行う場合は、必ず事前に（発注、契約前）事務局に相談してください。「変更承認申請書（第3号様式）」を提出し、承認を受ける必要があります。

交付決定を受けた後、変更承認を受けずに発注、契約内容の変更を行った経費については、補助対象経費とならない場合があります。
- (2) 補助事業の中止、廃止

やむを得ない事情等により補助事業の実施を断念せざるを得ない場合には、必ず事前に「中止（廃止）申請書（第2号様式）」を提出し、承認を受ける必要があります。

中止、廃止をしなければならなくなった場合は、速やかに事務局まで連絡してください。

8 実績報告

- (1) 提出期限

補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は令和6年1月31日のいずれか早い日
- (2) 提出書類
 - ・実績報告書（第4号様式）
 - ・事業実施を確認できる書類の写し（請求書、支払いを確認できる書類の写し）
 - ・実施内容が分かる写真、図面等の写し
 - ・取得財産等管理台帳（第5号様式）の写し（1件当たり50万円（税抜）以上の物品購入がある場合のみ）

(3) 留意点

- ・補助事業完了後の補助金確定にあたって、補助対象設備や帳簿類の確認ができない場合については、当該設備に係る金額は補助対象外となります。
- ・補助金の支払いは補助対象経費のうち、「支出済みの経費のみ」が対象となります。
- ・交付決定を受けた経費については、その支払が完了した後に、実績報告及び支払を証明する書類等を、定められた期日までに提出しなければ補助金は受け取れません。
- ・実績報告を受けて補助事業の内容を精査した結果、補助対象外の経費が判明した場合は、実際に受け取る補助金額が交付決定額から減額となります。

9 財産処分の承認申請

- (1) この補助事業で取得し、または効用の増加した財産を処分制限期間において処分（取壊し、廃棄、転用、貸付け、譲渡、交換、担保に供する処分）する際には承認が必要となります。
- (2) 事前承認が必要なものは、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上（税抜）の設備です。
- (3) 処分制限期間とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」が定める期間を指します。
- (4) 事業実施年度以降においても、処分制限期間が満了するまでは事前に承認が必要となります。
- (5) 承認を受けて財産処分をする場合、残存簿価相当額又は時価（譲渡額）により、当該処分財産に係る補助金額を限度に県に納付しなければなりません。
- (6) 承認を得ずに処分を行った場合、補助金交付決定の取消しや返還の対象となります。

10 重要説明事項（補助事業者の義務等、交付決定後に遵守すべき事項）

- (1) 本補助金の取扱及び書類の保存義務について
 - ・本補助金は国の交付金を財源としているため、国の会計検査院による会計検査の対象となりますので、令和 11 年度末（補助事業が完了した日の翌年度から 5 年間）までは、補助事業に係る帳簿及び証拠書類、取得した物件等を県、会計検査院の求めに応じていつでも閲覧に供せるよう保存しておいてください。
 - ・補助事業完了後に会計検査院が実地検査に入る場合があります。この検査により、適切でない支出と認められた場合には、補助金の返還を求められることがあり、これに従う必要があります。
 - ・検査の際に違反行為が発覚した場合には、加算金を付した上、補助金の返還等の措置がなされるとともに、不正を行った企業名が公表される場合があります。さらに、悪質性が認められた事案については、警察に告訴される場合もあります。
 - ・補助事業者が、補助金で取得した設備の他の用途への無断流用や、虚偽報告等を行った場合は、補助金の交付取消、返還、不正の内容の公表等を行う場合があります。
- (2) 交付決定の取消しによる返還加算金や返還延滞金について
 - ・申請要件に該当しない事実や不正の発覚により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合、当該取消しに係る部分の返還を命じた時は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき補助金の額に年利 10.95%の割合で計算した額（加算額）を支払うことになります。
 - ・補助金の返還期限は当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に返還すべき補助金及び加算金の全部又は一部が納付されなかった時は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に対して、年利 10.95%の割合で計算した額（延滞金）を支払うことになります。
- (3) 事業実施に係る経理、財産管理書類について
 - ・補助事業の実施にあたっては、専用の通帳の作成や収支を記載した帳簿を備えるなど、事業の収支を管理し、補助対象経費を明確にして、経費の証拠書類（図面、写真、見積書、請求書、支払を証明する書類、その他参考資料等）を整備してください。
 - ・補助事業により取得した単価 50 万円（税抜）以上の設備は「処分制限財産」に該当しますので、法定耐用年数を経過するまでは、備品（固定資産）台帳などで適切に管理してください。
- (4) 個人情報の使用目的について
 - ・本補助金は、国の交付金を受けて実施しているものであるため、提供いただいた個人情報については、補助金の適正な執行のために国と共有することがありますのでご了承ください。

11 その他

- (1) 補助事業の進捗状況等の確認のため、事務局又は県が実地検査を行う場合があります。また、補助事業者は、本事業の遂行及び収支の状況について、事務局又は県から要求があった時は速やかに遂行状況を報告しなければなりません。
- (2) その他、補助事業の申請や執行にあたって、本公募要領や交付要領等に記載のない事項については、事務局又は県からの指示に従うものとします。
- (3) 本補助金のうち、固定資産の取得に充てるための補助金については、圧縮記帳が認められます。

高知県暴力団排除条例関係

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

売上高等減少に係る証明書類について

売上高等の減少を証明する書類として、以下すべての書類を添付して申請してください。

① 法人の場合

年次比較の場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請に用いる比較対象となる原油価格・物価高騰等以前（2019年（令和元年）12月31日～2021（令和3年）年12月31日までに事業年度の終了の日（決算日）を迎える事業年度）の売上高が分かる年度の確定申告書別表一の控え ② ①の確定申告書と同期分の法人事業概況説明書の控え ③ 申請に用いる2022（令和4年）年4月30日以降に事業年度の終了の日（決算日）を迎える事業年度の売上高が分かる年度の確定申告書別表一の控え ④ ③の確定申告書と同期分の法人事業概況説明書の控え
月次比較の場合	<p>（月次比較の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請に用いる任意の3月の比較対象となる原油価格・物価高騰等以前（2019（平成31年）年1月～2021（令和3年）年12月）の同3月の売上高が分かる年度の確定申告書別表一の控え ② ①の確定申告書と同期分の法人事業概況説明書の控え（両面） ③ 申請に用いる2022（令和4年）年1月以降の連続する12か月間のうち、任意の3か月の売上がわかる確定申告書別表一の控え（1枚） ④ ③の確定申告書と同期分の法人事業概況説明書の控え（両面）

② 個人事業主の場合

年次比較の場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請に用いる比較対象となる原油価格・物価高騰等以前（2019年（令和元年）分、2020年（令和2年）分、2021年（令和3年）分）の売上高が分かる年度の確定申告書B（第一表）の控え ② ①の確定申告書と同年分の月別売上の記入のある所得税青色申告決算書の控えがある方はその控え（表裏） ※白色申告の方や青色申告者で青色申告決算書に月別売上の記入がない方は対象月の月間売上がわかる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類を提出してください。 ③ 2022年（令和4年）分の確定申告書B（第一表）の控え ④ ①の確定申告書と同年分の月別売上の記入のある所得税青色申告決算書の控えがある方はその控え（表裏） ※白色申告の方や青色申告者で青色申告決算書に月別売上の記入がない方は対象月の月間売上がわかる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類を提出してください。
月次比較の場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請に用いる任意の3か月の比較対象となる原油価格・物価高騰等以前（2019年1月（平成31年）～2021（令和3年）年12月）の同3か月の売上高が分かる年分の確定申告書B（第一表）の控え ② ①の確定申告書と同年分の月別売上の記入のある所得税青色申告決算書の控えがある方はその控え（表裏） ※白色申告の方や青色申告者で青色申告決算書に月別売上の記入がない方は対象月の月間売上がわかる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類を提出してください。 ③ 申請に用いる2022（令和4年）年1月以降の連続する12か月間のうち、任意の3か月の売上がわかる確定申告書別表一の控え（1枚） ④ ③の確定申告書と同年分の月別売上の記入のある所得税青色申告決算書の控えがある方はその控え（表裏） ※白色申告の方や青色申告者で青色申告決算書に月別売上の記入がない方は対象月の月間売上がわかる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類を提出してください。

- ※1 確定申告書別表一の控え又は確定申告書第一表は、税務署の收受印があるものを提出するか、電子申告の受信通知写し等を添付してください。收受印の記載のない場合は、該当年度分の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）等、を追加で提出してください。
- ※2 月次比較で申請する場合で、比較対象となる任意の3か月又は原油価格・物価高騰等以前の同3か月が複数年度にまたがる場合は、それぞれの年度の確定申告書類の提出が必要です。
- ※3 月次比較で申請する場合で、申請に用いる2022年1月以降の連続する12か月間のうち、任意の3か月の売上がわかる年度の確定申告が済んでいない場合は、該当月の売上がわかる「売上台帳等」を添付いただくことができます。「売上台帳等」を添付いただく場合、試算表、帳面、その他、確定申告の基礎となる書類の添付が必要となります。任意で選択した3か月の日付が明確に記載されていることをご確認ください。申請に用いる任意の3か月の月が記載されている箇所に下線を引いてください。
（例）経理ソフトから抽出した売上データ、表計算ソフト（エクセル等）で作成した売上のデータ、手書きの売上台帳のコピー、任意の3か月の売上がわかる法人事業概況説明等。
- ※4 月次比較で申請する場合で、営業利益額の減少により要件を満たす場合には、月別の営業利益額を確認するため、年度の確定申告が済んでいるかどうかにかかわらず、これらの情報がわかる資料（試算表等の確定申告の基礎となる書類）の添付が必要となります。
- ※5 合併、法人成り、事業承継、新規創業などの要因により、申請に用いる任意の3か月又は比較対象となる原油価格・物価高騰等以前の同3か月の売上を示すことができない特段の事情のある事業者が用意すべき書類については、別添3「売上高等減少の確認に係る特例について」を参照してください。

売上高等減少の確認に係る特例について

売上高の減少を確認するにあたり、以下のいずれかの特例にあてはまる場合は、申請に用いる任意の3月又は比較対象となる原油価格・物価高騰等以前（以下、平成31年1月～令和3年12月までとする。）の同3月の売上が分かる年度の確定申告書類等に代えて（追加提出書類）に記載の書類を提出することで、本事業の対象となります。

①法人の場合

（ア）確定申告の申告期限が延長されている場合等、合理的な事由により、申請に用いる任意の3月の比較対象となる原油価格・物価高騰等以前の同3月の売上が分かる年度の確定申告書類の控えが提出できない場合、又は、確定申告書別表一の控えに収受日付印が押印されていない場合

【追加提出書類】

・税理士による署名押印済みの該当年度分の月別売上高が分かる事業収入証明書（様式自由）

（イ）申請日までに合併を行った場合

申請に用いる任意の3月又は比較対象となる原油価格・物価高騰等以前の同3月のうち1月でも合併前に該当する場合、合併前の各法人それぞれの売上の合計を比較対象とすることができます。

※申請に用いる任意の3月又は比較対象となる原油価格・物価高騰等以前の同3月の売上について、合併後の売上で比較できる場合は、合併後の売上を比較対象とする。

【追加提出書類】

・申請に用いる任意の3月又は比較対象となる原油価格・物価高騰等以前の同3月の売上が分かる年度における合併前の各法人の確定申告書類の控えと法人事業概況説明書の控え

（ウ）連結納税を行っている場合

【追加提出書類】

・連結法人税の個別帰属額等の届出書
 ・申請主体となる法人の申請に用いる任意の3月又は比較対象となる原油価格・物価高騰等以前の同3月の売上が分かる年度の売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類

（エ）原油価格・物価高騰等以前に罹災の影響を受けた場合

平成30年の申請に用いる任意の3月と同3月の売上を比較対象とすることができます。

○災害等の影響を受け、申請に用いる任意の3か月の比較対象となる原油価格・物価高騰以前の同3月の売上が通常年度より減っている場合

【追加提出書類】

・平成30年の申請に用いる任意の3月と同3月の売上が分かる年度の確定申告書類の控えと法人事業概況説明書の控え
 ・罹災証明書等

○原油価格・物価高騰等以前に主たる取引先が罹災したことによって間接的に災害等の影響を受けた場合

【追加提出書類】

・平成30年の申請に用いる任意の3月と同3月の売上が分かる年度の確定申告書類の控えと法人事業概況説明書の控え
 ・主たる取引先の罹災証明書等
 ・主たる取引先との取引の減少がわかる売上台帳、帳面等

（オ）申請日までに個人事業者から法人化した場合（法人成り）

申請に用いる任意の3月又は比較対象となる原油価格・物価高騰等以前の同3月のうち1月でも法人化前に該当する場合、法人化を行う前の個人事業者としての売上を比較対象とすることができます。

※申請に用いる任意の3月又は比較対象となる原油価格・物価高騰等以前の同3月の売上について、法人化後の売上で比較できる場合は、法人化後の売上を比較対象とします。

【追加提出書類】

・個人事業者として提出した申請に用いる任意の3月又は比較対象となる原油価格・物価高騰等以前の同3月の売上が分かる年度の確定申告書類の控えと月別売上の記入のある所得税青色申告決算書の控え

※白色申告の方は対象月の月間売上がわかる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類

・法人設立届出書又は、個人事業の開業・廃業届出書

(力) 申請日までに会社分割（吸収分割又は新設分割）又は事業譲渡を行った場合

	原油価格・物価高騰等以前の同3月の売上	申請に用いる任意の3月の売上
事業を引き渡す法人 (A)	事業を引き渡す法人(A)から引き渡す事業(α)に関する売上を除いた売上(A-α)	事業を引き渡す法人の売上(A)
事業を引き継ぐ法人 (B)	事業を引き渡す法人(A)の引き渡した事業(α)に関する売上と引き継ぐ法人(B)の売上の合計(α+B)	事業を引き継ぐ法人の売上(B)
新設される法人 (C)	事業を引き渡す法人(A)の引き渡した事業(α)に関する売上(α)	新設される法人の売上(C)

【追加提出書類】

- ・(A又はBの)原油/物価高騰等以前の同3月の売上が分かる年度の確定申告書別表一と法人事業概況説明書の控え、(A又はB又はCの)申請に用いる任意の3月の売上が分かる確定申告書別表一と法人事業概況説明書の控え(確定申告が済んでいる場合)

又は

- ・(A又はB又はCの)原油価格・物価高騰等以前の同3月又は申請に用いる任意の3月の売上が分かる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類(確定申告が済んでいない場合)
- ・(Aの該当年度分の引き渡す事業に関する原油価格・物価高騰等以前月別売上高が分かる税理士による署名押印済みの事業収入証明書(様式自由))

(キ) 令和3年1月1日から令和3年12月31日までに創業した場合

創業日から令和3年12月31日までの1日当たりの平均売上高に、申請に用いる任意の3月と同日数分を掛けた売上高を原油価格・物価高騰等以前の売上高として比較対象とすることができます。

※申請に用いる任意の3月の比較対象となる原油価格・物価高騰等以前の同3月の売上について、創業後の売上と比較できる場合は、創業後の売上を比較対象とする。

【追加提出書類】

- ・設立日から令和3年12月31日までの売上が分かる年度の確定申告書類の控えと法人事業概況説明書の控え

②個人事業主の場合

(ア) 確定申告の申告期限が延長されている場合等、合理的な事由により、申請に用いる任意の3月の比較対象となる原油価格・物価高騰等以前の同3月の売上が分かる年度の確定申告書類の控えが提出できない場合、又は、確定申告書第一表の控えに収受日付印が押印されていない場合

【追加提出書類】

- ・税理士による署名押印済みの該当年度分の月別売上高が分かる事業収入証明書(様式自由)

(イ) 申請日までに事業承継を受けた場合

申請に用いる任意の3月又は比較対象となる原油価格・物価高騰等以前の同3月のうち1月でも事業承継前に該当する場合、事業承継を行った前事業者の売上を比較対象とすることができます。

※申請に用いる任意の3月又は比較対象となる原油価格・物価高騰等以前の同3月の売上について、事業承継後の売上と比較できる場合は、事業承継後の売上を比較対象とする。

【追加提出書類】

- ・事業承継を行った前事業者の申請に用いる任意の3月又は比較対象となる原油価格・物価高騰等以前の同3月の売上が分かる年度の確定申告書類の控えと月別売上の記入のある所得税青色申告決算書の控え
- ※白色申告の方は対象月の月間売上がわかる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類
- ・個人事業の開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書等の地方公共団体への届出書、開業日・所在地・代表者・業種・書類提出日の記載がある公の発行する書類

(ウ) 原油価格・物価高騰等以前に罹災の影響を受けた場合

平成30年の申請に用いる任意の3月と同3月の売上を比較対象とすることができます。

○災害等の影響を受け、申請に用いる任意の3月の比較対象となる原油価格・物価高騰等以前の同3月の売上が通常年度より減っている場合)

【追加提出書類】

- ・平成30年の申請に用いる任意の3月と同3月の売上が分かる年度の確定申告書類の控えと月別売上の記入のある所得税青色申告決算書の控え

※白色申告の方は対象月の月間売上がわかる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類

【追加提出書類】

- ・罹災証明書等

○原油価格・物価高騰等以前に主たる取引先が罹災したことによって間接的に災害等の影響を受けた場合

【追加提出書類】

- ・平成30年の申請に用いる任意の3月と同3月の売上が分かる年度の確定申告書類の控えと月別売上の記入のある所得税青色申告決算書の控え

※白色申告の方は対象月の月間売上がわかる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類

- ・主たる取引先の罹災証明書等

- ・主たる取引先との取引の減少がわかる売上台帳、帳面等

(工) 令和3年1月1日から令和3年12月31日までに開業した場合

開業日から令和3年12月31日までの間の1日当たりの平均売上高に、申請に用いる任意の3月と同日数分を掛けた売上高を原油価格・物価高騰等以前の売上高として比較対象とすることができます。

※申請に用いる任意の3月の比較対象となる原油価格・物価高騰等以前の同3月の売上について、開業後の売上で比較できる場合は、開業後の売上を比較対象とする。

【追加提出書類】

- ・開業日から令和3年12月31日までの売上が分かる年度の確定申告書類の控えと月別売上の記入のある所得税青色申告決算書の控え

※白色申告の方は対象月の月間売上がわかる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類

- ・個人事業の開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書等の地方公共団体への届出書、開業日・所在地・代表者・業種・書類提出日の記載がある書類